○外務省告示第二百四十七号

平成二十二年四月二十八日にマプトで、森林保全計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がモザンビーク共和国政府との間に行われた。

平成二十二年五月十七日

外務大臣　岡田　克也

1　援助の目的及び内容　森林保全計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　七億円

3　贈与の供与期限　平成二十三年三月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　瀬川進在モザンビーク大使

モザンビーク側　ソアレス・ニャッカ農業大臣

○外務省告示第二百四十八号

平成二十二年四月二十九日にキンシャサで、コンゴ民主共和国における「赤道州、東西カサイ州におけるコミュニティ参加を通じた子供のための環境整備計画」のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合児童基金との間に行われた。

平成二十二年五月十七日

外務大臣　岡田　克也

1　援助の目的及び内容　赤道州、東西カサイ州におけるコミュニティ参加を通じた子供のための環境整備計画を実施するための生産物及び役務の購入

2　贈与額　六億百万円

3　署名者

日　本　側　北澤嘉治在コンゴ民主共和国大使

国際連合児童基金側　ピエレット・ヴュ・ティ在コンゴ民主共和国事務所代表

○財務省告示第百七十九号

所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第七十八条第二項第二号及び法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第三十七条第三項第二号の規定に基づき、寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件（昭和四十年五月大蔵省告示第百五十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年五月十七日

財務大臣　菅　**直**人

別表に次のように加える。

宗教法人杭全神社（大阪府大阪市平野区平野宮町二丁目一番六七号）	重要文化財として指定されている宗教法人杭全神社の建造物の保存修理の費用	平成二十二年五月十七日から平成二十二年十一月三十日まで

○農林水産省告示第七百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年五月十七日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　北海道夕張市常盤二の二・六の五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び夕張市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年五月十七日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　北海道礼文郡礼文町大字船泊村字レタリヲタ四八九の一地先（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び礼文町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年五月十七日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　北海道芦別市高根町七三（次の図に示す部分に限る。）、四の一から四の三まで、一六の一、一六の二、一七、一九の一、一九の二、二〇、二一、二三の二

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び芦別市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年五月十七日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　熊本県下益城郡美里町安部字園田一〇〇三の一、一〇〇四、一〇〇五、一〇〇八、一〇〇九の一、一〇〇九の三、一〇一三、一〇一四、字境石一〇一六、一〇二〇、一〇二二、一〇二八から一〇三〇まで、一〇三一の一、早楠字内平二三七五、二四一九、二四二九

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字園田一〇〇四・一〇〇五・一〇〇八・字境石一〇二八から一〇三〇まで・字内平二三七五（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び美里町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年五月十七日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　岩手県岩手郡葛巻町田部字田屋六二の一（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字田屋六二の一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県庁及び葛巻町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年五月十七日

農林水産大臣　赤松　広隆